

## 憲法とは何か？憲法の力とは？～新しく有権者になった君へ

一橋大学名誉教授 渡辺治氏

### I 日本国憲法は何を規定しているか？三つの基本原理を謳っている

日本国憲法は、戦前の日本が、明治憲法のもとで、民主主義もなく自由も弾圧されたまま、侵略戦争を繰り返して、挙げ句の果て、2000万人の死者を生んだアジア・太平洋戦争を引き起こした、痛苦な経験を反省し、そうした悲劇を2度と繰り返さないために作られた憲法です。そのため、憲法には、三つの基本原理が明記されています。

#### 第1 国民主権と民主主義

これは明治憲法下の日本が天皇の支配のもとで、国民を代表する議会の意思も国民の声も無視して戦争に突入したことの反省から憲法に謳われたもの

君主、天皇や、独裁者による政治を否定した

現代で言えば、クーデターで軍部が独裁しているミャンマーのような国は許さない

国の主人公は国民、国民とその代表者による政治ということです

それを確保するため、国の制度や市民の権利は政府が勝手に変えてはならない、国民の代表者による議会が制定した法律によらなければならないという政治

議会の多数を占める政党による内閣が運営する政治

#### 第2 基本的人権の保障

しかし、民主主義だけでは、自由で多様な社会を実現するには不十分

たとえば、国民の多数を代表する議会では、マイノリティの権利や自由は反映されにくい—ジェンダー差別立法、LGBTの権利、障害者の権利・・・

また、多数党が数の力で、自分達に都合の悪い意見を弾圧しようと、市民的自由を制限する法律が作られることもしばしば。ex.戦前の治安維持法

市民の自由な意見表明ができなければ民主主義は絵に描いた餅

現代では、ウクライナを侵略しているプーチンのロシアは、「民主的に」選ばれた大統領の下で、プーチンに反対する政党は禁止され、市民の言論の自由を弾圧する法律が通り、戦争の実態を伝える報道が禁圧され、平和を求める市民のデモが弾圧され、市民が牢屋に放り込まれている

そこで、憲法は第2の原理、基本的人権保障を憲法に明記

憲法は、たとえ国民の多数でも犯すことのできない権利、自由を憲法に明記して保障

一法の下での平等、思想信条の自由、言論報道の自由、結社の自由、刑事手続的権利

憲法は、たとえ議会で多数の支持を得て作られた法律でも、憲法の基本的人権に違反しているものは違憲・無効となる仕組み

#### 第3 平和主義

それに加え、日本国憲法は戦争の放棄、戦力不保持という平和主義を謳っている  
こんな強い平和主義は、日本国憲法制定当時は日本だけ、今でも数少ない国でしか  
これも戦前の明治憲法下での軍部の支配に対する直接の反省

## II そんな立派な憲法だが、私たちの生活に力のなっているのか？

では現代日本では、憲法の掲げる、平和で自由で、多様な社会が実現できているか、そうではない現実が。

### 1 憲法が謳うのとは違う現実が・・・

憲法14条は「法の下での平等」を謳っているが、そのもとで、今なおジェンダー差別は横行している、また会社で自分の思うことが話せない、組合を作ろうとすると弾圧される

－会社の隠微な賃金差別、昇進昇格差別、思想差別

また、憲法9条のもとで世界有数の自衛隊があり、米軍基地がある

### 2 しかし、憲法は決して、単なる理想の表明、おかげりではない

憲法には現実を変える力がある－3つのこと

① 確かに、憲法があるだけでは、憲法が掲げる理想は実現しない、憲法の理想とは異なる現実は座っていただけでは是正されない

② 憲法に反する現実－反民主主義、市民の自由や権利の蹂躪、戦争の危険－に立ち向かう運動がなければ力にはならない

しかし、立ち上がった市民には良い憲法があるか、悪い憲法があるかでは雲泥の差が

日本国憲法は、現実黙っていないで立ち上がる市民には大きな力

③ しかも憲法の力は、立ち上がらなかった人々にも及ぶ

### 3 ジェンダー差別を例に

1960年代前半まで、多くの企業では、女性は家庭に、という口実で、女性労働者だけが、結婚退職制度のもとで結婚するか、何年か働くと退職を強要されていた、また男女では定年年齢が違うのが当たり前だった

黙っていない女性たちが、結婚退職は14条に違反するとして裁判所に訴えた。多くの応援も得て、裁判所は、結婚退職制度を違憲と判断、差別定年制も違憲、無効と訴える女性たちが続いた。これも違憲無効。その後も会社は、賃金差別などを続けようとしているが、戦いによってジェンダー差別は一步一步解消されてきた

### 4 憲法9条も力に

確かに、9条のもとで自衛隊は作られたが、労働組合や市民の運動、相次ぐ自衛隊違憲訴訟の圧力のもと、政府は、自衛隊が憲法9条の禁止する「戦力」でないことをいうため、「海外派兵はしない」とか「集団的自衛権は行使できない」とか、「大量破壊兵器」である核兵器は持たず作らず持ち込まないという非核3原則など、自衛隊を「普通の軍隊」にさせない制約を多数設けざるを得なかった

そのため、日本はベトナム侵略戦争にも湾岸戦争にも、派兵できず、イラクでも武力行使できず

それが、戦後日本が、77年の間、戦争をせず戦争に巻き込まれもしない、アジアで数少ない国であり続ける理由となっている

第2次安倍政権は、アメリカの要請に応えるため、こんな政府解釈を変え、戦争法＝安保法制を強行して、集団的自衛権を行使することができるようにしたが、それに対して、25の地域で戦争法違憲訴訟が起こっている。

### Ⅲ そこで自民党、改憲勢力は、憲法を改正して、自衛隊が戦争できる軍隊に変えてしまいたいと取り組んでいる

そこで、9条が邪魔な自民党、改憲派は、改憲で、9条を変え、自衛隊を憲法に明記することで、戦争できる軍隊に変えようとしている。

しかし、憲法は、時の多数派が自分の都合の良いように、勝手に憲法の原理を変えないように、普通の法律より高いハードルを設けている。

憲法96条は改正に2つのハードルを設けている

① 一つは、衆参両院で3分の2の多数で改憲を発議できる

② その改憲案を改正国民投票にかけ過半数の賛成が必要

かつて、自民党、改憲派は改憲発議できたことない

16年参院選以降、衆参両院で改憲勢力3分の2を取った

しかし、市民と野党の共闘は、安倍改憲を許さない闘いで、安倍改憲を阻んだ

しかも、19年参院選で、市民と野党共闘の力で、参院では改憲勢力3分の2を割り込む

そこで、改憲勢力は、昨年衆院選で改憲勢力3分の2を維持し、今度の参院選で3分の2を獲得し、改憲を一気に進めようとしている

今度の参院選は正念場、私たちの運動で、参院で3分の2を取らせないこと大事

憲法はまだまだ未完成、しかし、憲法施行後75年、憲法を守り、改憲を阻んできたことで、戦争しない国を続けてきた。また、憲法は、ジェンダー差別はじめ、さまざまな違憲な現実をなくす武器にもなってきた。

この憲法の改悪を許さない、そして憲法の理想が生きる社会に一步でも近づけるために頑張る必要